

## 奈良県安心・安全こども食堂認証制度 Q&A

Q1

奈良県安心・安全こども食堂認証制度とはどのような制度か

A1

「こども食堂」が衛生管理等の取組を行い、県が示した認証項目を充たした場合に、県が当該「こども食堂」を認証することで、親子が安心して過ごせる居場所として、安心・安全なこども食堂の普及を進めることを目的としています。

Q2

認証の取得は義務なのか

A2

認証の取得は義務ではありませんが、各こども食堂において、適切な衛生管理等の徹底をお願いします。

Q3

認証を取得するメリットはあるのか

A3

認証を取得し、それを周知することにより、利用される方が安心して来ることができると考えられます。

Q4

認証には費用がかかるのか

A4

認証申請に要する費用は無料です。なお、認証を受けるため、「こども食堂」において衛生管理等を行うためにかかる経費の一部については、補助金の制度も設けておりますので、是非ご活用ください。

Q5

認証の有効期間はあるのか

A5

認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間です。有効期間後も引き続き認証を受ける場合は、有効期間前に更新の手続きが必要です。更新される場合は、奈良県安心・安全こども食堂認証更新申請書（第4号様式）をご提出ください。

Q6

認証を受けることで、食中毒等の発生は防げるのか。また万一食中毒等が発生した場合は県も責任を負うのか

A6

この認証は、基本的な衛生管理等を講じていることを確認し、認証する制度です。認証を取得すれば、必ず発生を防げるものではありませんが、認証項目を実施することで、発生のリスクを下げることができます。

なお、認証した「こども食堂」で食中毒等が発生した場合でも、県が責任を負うことはありません。

Q7

認証の取得には、必ず認証項目の全てを満たす必要があるのか

A7

必須項目については、全ての項目を満たしていただく必要があります。

Q8

認証の対象となるこども食堂について、定期的に活動を実施していることが要件になっているが、定期的とはどれくらいの頻度を指すのか

A8

概ね月1回以上の活動であることを想定していますが、「こども食堂」が定める日程で定期的に実施しているとみなされる場合、対象となります。

Q9

申請の際、「その他知事が必要と認めたもの」の提出を求めているが、具体的には何を提出することになるのか

A9

チェックリストの認証項目を満たしていることを確認できる書類の提出が必要です。もちろん写しで構いません。

具体的には、

①代表者が確認できる団体の定款・規約等

②参加者の名簿（氏名、電話番号等の個人情報はマスキングするなど、プライバシーに配慮してください）

③ボランティア保険に加入していることがわかるもの（領収書等）

④食品衛生講習会を受講したことがわかるものもしくは、資格の証明書等

が想定されます。

その他、必要に応じて追加で書類をお願いすることやヒアリング等を行う場合もあります。

Q10

認証を受けるためにはどうすればいいのか

A10

まず、チェックリストで認証項目をご確認いただき、ご自身の「こども食堂」が必須項目を満たしているかご確認ください。満たしていない場合は、認証項目を満たすための取組を行っていただき、必須項目を全て満たしたとご判断いただければ、申請書をご提出ください。

Q11

必須項目以外の項目については、満たす必要はないのか

A11

必須項目でないものは、感染症対策にかかる項目になります。今後の感染症の流行状況によって、見直し等が想定されるため、必須項目にはしておりませんが、各「こども食堂」でご判断いただき、こちらについても基本的にはすべて満たすことができるよう取り組んでいただければと考えております。

Q12

認証を受けたことがわかるものはなにか提供されるのか

A12

県が認証した場合、各「こども食堂」に対し、認証書及び認証ステッカーをお送りします。認証書とステッカーについては、活動される際には、利用される方から見える位置に掲示していただくようお願いします。

Q13

申請の期限はあるのか

A13

認証の申請は随時受け付けますので、各「こども食堂」でチェックリストの必須項目を満たすために取り組んでいただき、項目を満たしたとご判断された段階で申請してください。

Q14

申請してからどれくらいの期間で認証されるのか

A14

不備のない申請書類をご提出いただき、添付書類のみで必須項目を満たしていることが確認できた場合は、通常1～2週間程度での認証になるかと想定しています。

もし、実地調査等が必要な場合には、お伺いする日程の調整等も必要になるため、正確な期間は申し上げられませんが、上記以上の日数がかかってしまう可能性がありますので、ご了承ください。

Q15

認証項目を満たしているかの確認のために、実地調査は行われるのか

A15

基本的にはご提出いただいた資料で認証項目を満たしているか確認しよう考えておりますが、書面での提出が難しい場合等には、実際にお伺いして実地調査を行ったり、資料をお持ちいただいて県庁で確認させていただいたりすることもあります。

Q16

どの「こども食堂」が認証されているのかは、県民に周知されるのか

A16

認証を受けた「こども食堂」については、県HPもしくは奈良こども食堂ネットワークHPでの公開を検討しています。公開を希望されない場合は、申請書にその旨記載してください。

Q17

認証が取り消されることはあるのか

A17

認証取得後に認証項目を満たさなくなった場合や虚偽の申請をしていたことが判明した場合等には、認証を取り消す場合があります。なお、故意や過失等を事由に取り消された場合には、取消の日から6か月間は新たに認証の申請はできません。

Q18

認証取得後にも認証項目を満たしているかの調査はされるのか

A18

県が必要があると判断した際には、再びチェックリスト等の提出もしくは実施調査に伺うことがあります。調査により認証項目を満たしていないことが判明した場合には、認証を取り消すことがあります。

Q19

認証書、認証ステッカーを紛失した際には再発行できるのか

A19

ステッカーはすぐに再発行可能ですが、認証書の再発行にはお時間をいただきます。認証書及び認証ステッカーの管理は徹底していただき、もし紛失した場合にはすぐに県までご連絡ください。

Q20

認証を受けた後に、「こども食堂」の代表者等の変更があった場合にはどうすればよいか

A20

変更等が生じた際には、奈良県安心・安全こども食堂認証事項変更届兼書換交付願（第3号様式）をご提出ください。

Q21

「こども食堂」の活動を終了した場合には、届出が必要か

A21

活動を終了した場合には、奈良県安心・安全こども食堂認証廃止届（第5号様式）のご提出をお願いします。